

住宅用火災警報器の維持管理について

住宅用火災警報器は、10年を目安に 交換しましょう



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や故障、電池切れなどで火災を感知しなくなるおそれがあるため、日頃の「点検」と「手入れ」がとても大切です。

そのため、点検・手入れを心がけましょう。

点検方法（※1ヶ月に1度が目安です。）

●ボタンを押す、又はひもを引いて作動確認をします。



- 定期的に作動確認をしましょう。
- 定期的に家族で火災時の警報音を聞いてみましょう。

音が鳴らない場合は？



※それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。

手入れ方法

●汚れが付着した場合は、家庭用中性洗剤を浸して十分に絞った布で軽く拭き取ってください。



●ベンジンやシンナーなどの有機溶剤の使用や、水洗いは絶対にしないでください。

※お掃除の方法は機種によって異なりますので、取扱説明書をご覧ください。

交換時期

住宅用火災警報器本体の寿命は、おおむね10年です。

また、種類によって違いはありますが、電池の寿命は

最長で10年となります。設置から10年を目安に

住宅用火災警報器を交換しましょう。

※設置時期を調べるには、本体に記載されている「製造年」を参考にしてください。



住宅用火災警報器が鳴ったとき、 次のようなことが考えられます！

火災の場合

- 周りに大声で知らせましょう
- 避難して、119番通報しましょう。
- 可能なら初期消火を行いましょう。



火災でない場合

- 調理の煙や蒸気、くん煙式殺虫剤、ほこりや小さい虫などでも鳴ることがあります。
- 異常がないことを確認してから、警報を止めましょう。



調理時の煙や湯気



ホコリや小さな虫



くん煙式殺虫剤など

電池切れ、機器異常の場合

- 乾電池タイプの電池寿命は約1～5年です。
乾電池は早めに交換しましょう。
- 専用リチウム電池タイプは電池寿命が約10年です。機器本体も含めて、交換しましょう。
- 機器に異常がある場合は、取扱説明書を確認し、必要に応じて機器本体を交換しましょう。



廃棄方法

- 住宅用火災警報器本体から**電池を取外して**、各市町村が定める廃棄方法に従って廃棄しましょう。
- ※あわら市・坂井市では、小型家電製品として燃やせないゴミで廃棄することができます。また、資源回収等でも廃棄することができます。

住宅用火災警報器に関するお問合せ

- 住宅用火災警報器は、消防機器取扱業者において交換（有料）をすることができます。また、ホームセンターや電器店等でも購入をすることができます。
- 不明な点がございましたら、近くの消防署までお問い合わせ下さい。



嶺北消防組合

嶺北消防署
嶺北あわら消防署
嶺北丸岡消防署
嶺北三国消防署

TEL 51-0911
TEL 73-0119
TEL 66-0119
TEL 82-6119